



事業系ごみ収集のご案内

環境にやさしい、美しいまちづくりのために

はじめに

事業所から排出される廃棄物(一般家庭以外から排出されるごみ)は、法令で排出者が責任をもって処理することを求められています。

一般財団法人札幌市環境事業公社(以下、「札幌市環境事業公社」)では、札幌市の許可を受けて、市内全域で排出される事業系一般廃棄物及び再生可能品を収集し、各処理施設に搬入しています。(詳しい内容については3~4ページをご参照ください。)また、札幌市内の一般家庭から排出される一時多量ごみについても収集運搬を行っています。(家庭ごみについては札幌市のパンフレット、ホームページなどをご参照ください。)

なお、事業所から排出される廃棄物は札幌市が収集する家庭用ごみステーションには排出できませんのでご注意ください。



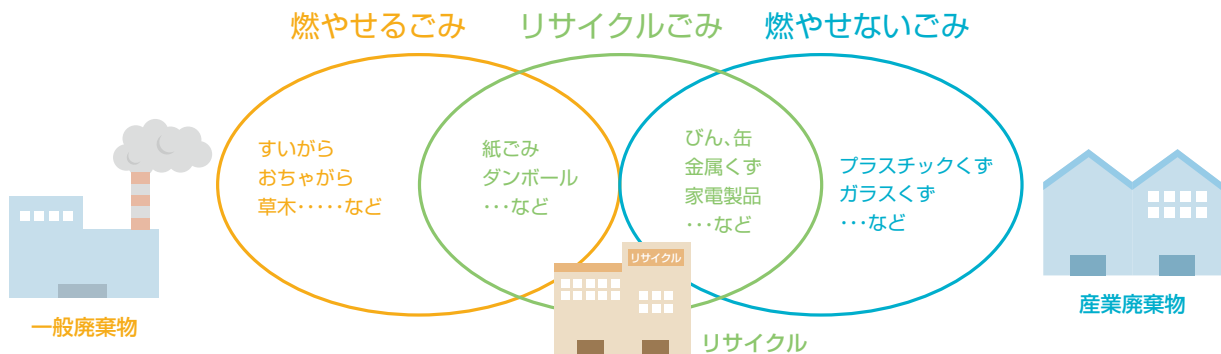
事業所から排出されるごみの種類

事業所から排出されるごみの種類は、「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」、「リサイクルごみ」の3種類に分類できます。

大まかに「燃やせるごみ」は事業系一般廃棄物、「燃やせないごみ」は産業廃棄物に分類されます。(法令によるごみの分類については2ページをご参照ください。)

「リサイクルごみ」は、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の中から分別され、代表的なものとしては紙ごみ、金属くずなどが挙げられますが、法令によるリサイクル義務、リサイクル業者の有無、コスト的なメリット等の諸条件により、多種多様なごみが分別・リサイクルされています。

※事業系一般廃棄物、産業廃棄物は、それぞれ「一廃」、「産廃」と略称で使用される場合があります。



収集方法

札幌市環境事業公社では、ごみの排出量と収集運搬料金のお支払方法により、「伝票収集」と「事業所用プリペイド袋収集」の2種類の方法でごみの収集運搬を行っています。

「伝票収集」は、お客様と収集運搬契約を交わしたうえで、月ごとの請求書で収集運搬料金をお支払いいただく方法であり、「事業所用プリペイド袋収集」は、収集運搬料金が含まれた金額で販売されているごみ袋をご購入いただく方法です。

※イベント等で、継続的な収集の必要がない一度限りの収集をご希望の際は、収集作業の完了後に、現場で収集運搬料金を現金でお支払いいただくことも可能です。

「事業所用プリペイド袋収集」について

- 1日のごみの排出量が40ℓ以下のお客様が対象となっています。
- 伝票収集との併用はできません。
- 詳しい内容については専用のパンフレットを用意しておりますので、ご希望の方はご連絡ください。



リサイクルごみについて

事業所からは多種多様なものがごみとして排出されています。その内容を見直してみてください。リサイクルできるものを捨ててはいませんか？リサイクルごみを分別することで、貴重な資源の無駄遣いをなくし、地球環境の保護につながります。

また、ごみの収集運搬料金はその種類と処理方法により価格に大きな幅があります。リサイクルごみの収集運搬料金は、リサイクルされないごみより安く設定されている場合が多いため、分別への取り組みは収集運搬料金の節約にもつながります。

事業所から排出されるリサイクルごみの例

| | |
|--------------------------|------------------|
| びん・缶・ペットボトル、食用缶 | 一般財団法人 札幌市環境事業公社 |
| 資源化ごみ | |
| 生ごみ(リサイクル用に分別されたもの) | 古紙回収業者 |
| 新聞、雑誌、OA紙、コピー用紙、書類、ダンボール | |
| 発泡スチロール | 再生専門業者 |
| 食用油 | |
| 電池、バッテリー、蛍光管 | |

産業廃棄物について

事業所から排出されるOA機器や電化製品は産業廃棄物(産廃)に該当しますので、産業廃棄物収集運搬業者に処理を依頼してください。

事業所から排出される産業廃棄物の例

| | | | |
|----------------|---|-----------------|--|
| OA機器 | パソコン、モニター、プリンター トナーカートリッジ、ファックス、電話機 等 | 金属くず | 金属製のスプレー缶、塗料缶、オイル缶 オイルエレメント、金属食器類、くぎやねじ 等 |
| 電化製品 | 掃除機、ポット、電子レンジ、AV機器、加湿器 空気清浄機、照明器具、蛍光管 等 | 廃プラスチック | プラスチック製のオフィス用品、文具、食器 家具、ケース、容器 等 |
| 機械・車両部品 | 電動工具、ガスコンロ、ストーブ、自転車部品 自動車・オートバイ部品 等 | ガラス陶磁器くず | 陶磁器やガラス製の割れ物、食器、化粧品や 薬品のびん 等 |
| 処理困難物 | 消火器、タイヤ、電池、バッテリー等の処理が 困難なもの | 汚でい | 固体・液体等形状に関わらず グリストラップ内のごみ全般 等 |
| 危険物 | 農薬、オイル・塗料・燃料等の発火性のあるもの その容器、又はそれらが付着したもの | 木製パレット | 貨物の流通のために使用されたもの 等 |
| 医療ごみ | 感染性のもの、注射針及び似た形状のもの シリンジ、点滴バック、チューブ、透析器具 等 | リース物品 | リース業者から排出される木製のリース物品 等 |

法令による廃棄物の分類

廃棄物

一般廃棄物

事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、
産業廃棄物以外のもの

○紙類 ○木類 ○布類 等の燃やせるごみ類

※詳細については3ページの「収集できるごみの種類と
収集運搬料金について」をご参照ください。

家庭系一般廃棄物

家庭から排出される廃棄物

札幌市では平成21年7月1日より有料化しています。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性(感染性一般廃棄物)
その他の健康又は生活環境に被害を与えるおそれのあるもの

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、法令で
定められた21品目の廃棄物

①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類
⑦紙くず※1 ⑧木くず※1 ⑨繊維くず※1 ⑩動植物性残さ※1 ⑪動物
系固形不要物※1 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず又はコンク
リートくず ⑮鉱さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿※1 ⑱動物の
死体※1 ⑲ばいじん※1 ⑳13号廃棄物※2 ㉑輸入された廃棄物

※1 発生する業種、施設又は対象物が限定されています。

※2 産廃を処理したもので上記以外のもの

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性(感染性産業廃棄物)
その他の健康又は生活環境に被害を与えるおそれのあるもの

再生可能品

産業廃棄物のうち、その性質上通常再生利用されるもの
○飲料または食用びん ○飲料または食用缶 等


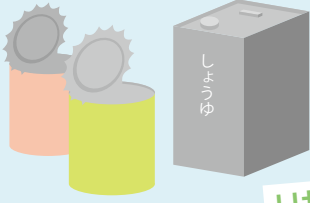
収集できるごみの種類と収集運搬料金について

| 分別 | 内容 (品目事例) | 処理施設→方法 受入基準 |
|-------|---|--|
| 一般廃棄物 | <ul style="list-style-type: none"> ○たばこの吸殻、落ち葉、茶がら等 ○布類(付着物のないウェス等) ○食品廃棄物(小売店、卸売店、倉庫等から排出されるレトルト食品等の可燃物) ※油性のものは除く。 ○刈草 ※多量に排出される場合はご相談ください。 | 札幌市清掃工場→焼却処理 可燃物 最大の辺、又は径が0.5m以下のもの |
| | 生ごみ ☆1 <ul style="list-style-type: none"> ○調理くず(野菜くず、魚類、肉類、骨等で調理の際に生じる食材くず) ○残飯 ○賞味期限・消費期限切れの食品 ○その他飼料・堆肥の原料として認められるもの | 生ごみリサイクル工場→飼料化 堆肥化 不純物のない生ごみ <small>きょうざつぷつ</small> 排出段階で夾雑物 ☆2 (生ごみ以外のごみ)を取り除き分別された状態の生ごみ |
| | 資源化ごみ ☆3 <ul style="list-style-type: none"> ○紙くず類(ちり紙、カーボン紙その他再生できない紙類) ☆以下のものは紙くず類に少量混入可 ・軟質プラスチック類(ビニールくず等) ※硬質の物、塩ビ等は除く。 ・木くず(割り箸、爪楊枝等) | 札幌市ごみ資源化工場→固形燃料化 資源化に適したごみ 最大の辺、又は径が2m以下のもの |
| 一般廃棄物 | 一般ごみ <ul style="list-style-type: none"> ○食品廃棄物(小売店、卸売店、倉庫等から排出されるびん入り、缶入り食品) ※飲料・調味料等の液状のものは除く。 ※油性のものは除く。 | 札幌市埋立地→埋立処理 不燃物 最大の辺、又は径が1.5m以下、かつ重さが100kg以下のもので中空でないもの |
| 一般廃棄物 | 一般ごみ <ul style="list-style-type: none"> ○枝木等(径が0.8m以下、長さが2m以内の剪定した枝木、又は径、長さが1m以内の土を落とした木の根株) | 札幌市ごみ資源化工場→チップ化 樹木のみ |
| 粗大ごみ | <ul style="list-style-type: none"> ○廃木材 ○木製品 ○畳(わら製) ○じゅうたん(天然繊維でできたもの) ○乾燥した木等 ※産業廃棄物の木くず(貨物の流通のために使用した木製パレット等)を除く。 | 札幌市清掃工場内破碎工場→破碎後焼却処理 ☆白石清掃工場を除く。 可燃物 最大の辺、又は径が0.5m以上2m以下、かつ重さが100kg以下、体積2㎡以下のもの |

☆1 生ごみは、リサイクル施設で飼料、堆肥の原料となります。収集のご依頼については、リサイクル施設の受入量の上限と分別状態の確認が必要となりますので、それらの状況によりお受けできない場合があります。排出の際は必ず水を切ってください。

☆2 夾雑物きょうざつぷつとは、風袋異物(トレー類、ラップ類、袋類、紙類等)、混入異物(紙コップ類、割り箸類、ダンボール類等)、有害異物(たばこの吸殻、洗剤、鉱物油等)等、生ごみのリサイクルに適さないものを指します。

☆3 資源化ごみは、札幌市ごみ資源化工場で固形燃料の原料となり、地域暖房の燃料として再利用されます。収集のご依頼については、分別状態の確認が必要となりますので、状況によりお受けできない場合があります。また、登録申請をして、排出量、分別状態ともに基準を満たす場合にのみ認定単価が適用となります。

| 分別 | 内容 (品目事例) | 処理施設→方法 受入基準 |
|-------|--|---|
| 再生可能品 | 飲料缶 びん類 ペットボトル ○飲料缶 ジュース、ビール等の飲料缶(アルミ・スチール) ○飲料びん 栄養ドリンク、酒等の飲料用ワンウェイビン ○食用びん コーヒー、びん詰め等の食用ワンウェイビン ○飲料用ペットボトル お茶等のPETマークがついた飲料用ペットボトル ○食用ペットボトル 醤油、みりん等のPETマークがついた食用ペットボトル  | 駒岡資源選別センター 中沼資源選別センター →再生利用 キャップ等の付属品が 取り除かれている 中身の入っていないもの ※飲料用または食用以外の 缶・びん・ペットボトルは 産業廃棄物として 排出してください。 ※ペットボトルのみの 収集はしておりません。 |
| | 食用缶 ○食用缶 18ℓまでの菓子缶、 海苔缶、缶詰、一斗缶等  | 駒岡資源選別センター 中沼資源選別センター →再生利用 中身がきれいであること PPバンド等の梱包資材が 取り除かれていること |

再生可能品はリサイクル処理の支障となるため、圧縮はしないでください。
 ごみ袋を使用する際は、半透明のもの等中身の見える袋を使用してください。
 収集については、100ℓ以上(40ℓのごみ袋で3つほど)溜めてからのご依頼をお願いいたします。

| 収集運搬料金 | ごみの種類 | 0.02m ³ (20ℓ)当たり | 1m ³ (1,000ℓ)当たり |
|-------------------------------------|------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | 一般ごみ | 116円 | 5,800円 |
| | 粗大ごみ | 116円 | 5,800円 |
| | 生ごみ | 112円 | 5,600円 |
| | 資源化ごみ 非認定単価/認定単価 | 116円/103円 | 5,800円/5,150円 |
| | 飲料缶 びん類 ペットボトル | 55円 | 2,750円 |
| | 食用缶 | 55円 | 2,750円 |
| 重量制 0.02m ³ 当たり5kgを超える場合 | - | 1kg当たり27円 | |

※上記単価は税別です。

令和4年6月1日現在

※収集運搬料金は札幌市の条例(清掃手数料の額)以内に設定しております。

※契約金等は不要です。

memo

収集のご依頼は、余裕を持った日程で事前にご連絡くださいますようお願いいたします。

収集のご依頼・お問い合わせは **TEL / 011-219-5353** 札幌市環境事業公社へ
 受付時間 月～金 / 8:30～17:00(祝日及び1月1日～3日を除く。)

ごみ収集伝票について

ごみを収集した際は、ごみ収集伝票を発行させていただきます。
ごみ収集伝票には、[お客様コード]、[お客様名]、[ご住所]、
[ごみ種]、[収集量]、[収集日]、[確認欄]等が記載されています。

記載された収集量から収集運搬料金を算出する方法

[収集量]に、一般ごみ0.12m³(120ℓ)と記載されていた場合

一般ごみの単価は5,800円/m³ですから

5,800円/m³ × 0.12m³ = 696円となります

※上記は税抜き金額です。※毎月のご請求金額は、月の合計量から算出されます。

| ごみ収集伝票 | | No.0000(0000-00) |
|---|--------------|-------------------------------|
| お客様コード | 00000000 | 車両番号 札幌00000000 運転手名 環境 太郎 |
| お客様名 | 株環境公社 札幌支店 | 様 |
| ご住所 | 中央区北 1条東 1丁目 | ※収集量 |
| ごみ種 | 01:一般ごみ | 0.12m ³ |
| 収集日 | 2015年04月02日 | |
| 一般財団法人 札幌市環境事業公社 〒060-0031 札幌市中央区北1条東1丁目 サンビルビル 3F219-5353 | | 確認欄 |

ごみの計量方法について

ごみの収集量は、大きさ(体積)を計量します。

体積の計量を明確なものにするため、できるだけ同じ容量のごみ袋や容器を使用してください。なお、計量の単位については、0.02m³(20ℓ)ごとの切り上げ計量になります。

ごみ袋を使用している場合

ごみが入った状態のごみ袋の**大きさ**と**個数**から計量します。

注意 ごみ袋を使用する場合は、きちんとごみをつめて口をしっかりと縛ってください。ごみをまとめて体積を小さくすることができます。



ごみ袋に表示された規格容量について

市販のごみ袋には、同じ規格容量のごみ容器に被せて使用できる容量が表示されています。

注意 ごみ袋の上限までごみを入れた場合の容量ではありません。

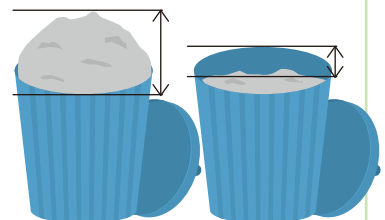
例) 45ℓのごみ袋とは

45ℓ容器の中に袋を入れて、袋のふちを容器に折り返して被せられる大きさです。

ごみ容器を使用している場合

ごみ容器の**規格容量**と**入っている量**、**個数**から算出します。

容器からはみ出している場合や容器に満たない場合は加除して計量します。

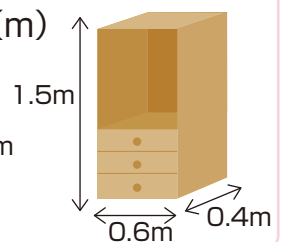


メジャー等で体積が計測できるごみの場合

縦(m) × 横(m) × 高さ(m)
= ごみの体積(m³)

計算例

右のイラストの場合
0.4m × 0.6m × 1.5m
= 0.36m³



ごみ重量を計量する場合

多量の書類、冷凍食品等あらかじめ重量制の適用(0.02m³当たり5kgを超える)が予想される場合は、体積の他ごみ重量を計量いたします。

計算方法 **ごみの重さ(kg) ÷ ごみの体積(m³) = 1m³当たりのごみの重量(kg)**

計算例

ごみの重量が180kgで、体積が0.48m³の場合

180kg ÷ 0.48m³ = 1m³当たり375kg

→ 0.02m³当たり5kg(1m³当たり250kg)を超えているので重量制による収集運搬料金が適用となります。

料金のお支払いについて

締め日について

料金は、1日から月末までの合計量でご請求させていただきます。請求書は翌月の上旬に郵送しております。
(20日締めも承っておりますのでご希望の方はご相談ください。)

お支払日について

お支払いは、請求月の翌月25日までにお願いいたします。

お支払方法について

- 指定振込用紙による下記の指定金融機関、コンビニエンスストアでのお支払い（振込手数料はかかりません。）
- 下記の指定金融機関からの口座振替（ご希望の方は申込用紙をお送りいたしますのでご連絡ください。）
- 指定振込用紙以外でのお振込み（振込手数料はお客様負担となります。）

指定金融機関

- 北洋銀行 本/支店
- 北海道銀行 本/支店



コンビニエンスストア

請求書1通あたり30万円以下のお客様が対象となります。

- | | | |
|---------------------|-----------|-------------------------|
| ●セブンイレブン | ●くらしハウス | ●ローソンストア100 |
| ●ファミリーマート | ●ローソン | ●セイコーマート |
| ●ヤマザキ デイリーストアー | ●ハマナスクラブ | ●スリーエイト |
| ●MMK設置店 | ●デイリーヤマザキ | ●ミニストップ |
| ●ニューヤマザキ デイリーストア | ●ポプラ | ●ハセガワストア |
| | ●タイエー | ●ヤマザキスペシャル パートナーショップ |
| | ●生活彩家 | |

令和4年6月1日現在

ご新規のお申し込みから収集開始、ご請求までの流れ

収集のお申し込み

収集のお申し込み・お問い合わせは TEL011-219-5353
札幌市環境事業公社へ

219-5353



営業職員の訪問 ご契約の締結

営業職員が排出事業所を訪問し、現地でお客様と打ち合わせさせていただきます。

収集については、お客様ごとに個別に収集内容を設定する必要があるため、収集するごみの種類、ごみの分別方法、ごみの排出場所、収集の頻度などについて、打ち合わせをさせていただきます。

※ごみの排出場所は、お客様の敷地内で、収集車が横付けできる場所を設定してください。



ごみ収集の開始

打ち合わせした内容に基づき、収集を開始いたします。収集作業が終了した際は、収集伝票を発行し、その日の収集量をお知らせしております。(収集伝票については5ページをご参照ください。)

※ごみ置き場の変更など、打ち合わせした収集内容を変更する場合は、事前にご連絡ください。



請求書の発送

月ごとの収集量を集計し、請求書を発送いたします。

限りある資源と環境を大切に。

札幌市環境事業公社は限りある資源の有効活用を図り、快適な環境を保つために

- 固形燃料(RDF)の原料となる紙ごみなどの分別収集の推進
- びん、缶、ペットボトルの分別収集の推進
- 飼・肥料となる「生ごみ」の分別収集実施
- 少量排出事業所のプリペイド袋収集の推進
- カラスなどの被害を防止するための「すすきの地区」の早朝収集の実施

などに取り組んでおります。

個人情報について

一般財団法人札幌市環境事業公社では、個人情報保護に関する法令に則り、個人情報保護方針を定め、適正な取り扱いと保護に努めております。詳細についてはホームページをご覧ください。



一般財団法人札幌市環境事業公社

札幌市中央区北1条東1丁目サン経成ビル TEL 011-219-5353 FAX 011-219-0053
URL <https://www.kankyou-sapporo.jp>